

改 正 案	現 行
<p>（占用の期間） 第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、<u>一年</u></p> <p>四 （略）</p>	<p>（占用の期間） 第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、<u>六月</u></p> <p>四 （略）</p>